

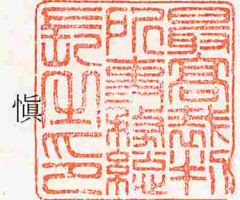
最高裁秘書第1684号

令和3年6月4日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

4月30日付け（5月6日受付，第030122号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 「遺言有効確認請求事件について」と題する書面（片面で1枚）
- (2) 「損害賠償請求反訴事件について」と題する書面（片面で1枚）
- (3) 「損害賠償請求事件について」と題する書面（「事案の概要」欄が，「第1審原告らは」で始まるもの）（片面で1枚）
- (4) 「損害賠償請求事件について」と題する書面（「事案の概要」欄が，「上告人（第1審原告）らは」で始まるもの）（片面で1枚）
- (5) 「住民訴訟による違法確認請求事件について」と題する書面（片面で1枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

遺言有効確認請求事件について

事案の概要

本件は、上告人（1審原告）が、被上告人（1審被告）に対し、兩名の母を遺言者とする自筆証書による遺言（上告人に全財産を相続させるという内容のもの）が有効であることの確認を求める事案である。

被上告人は、過去に自らが上告人に対して提起した母の遺産をめぐる前件訴訟（母の死後に上告人が払い戻した母名義の預金の返還、母の生前に上告人に所有権移転登記がされた不動産についてその登記の抹消等を求める訴訟）において、上告人が上記遺言の存在及び有効性を主張しなかったことから、上記遺言が有効であることの確認を求める本件訴えを提起することは信義則に反すると主張して争っている。

原判決及び争点

- ◇ 原判決は、被上告人には、前件訴訟の判決により今後母の遺産分割が円滑に進み、上告人により上記遺言が有効であると主張されることはないであろうとの合理的な信頼が生じていたから、本件訴えの提起は被上告人の期待や信頼を裏切るものであって信義則に反し許されないなどと判断し、本件訴えを却下すべきものとした。
- ◇ 当審における争点は、上告人が被上告人に対し上記遺言が有効であることの確認を求める本件訴えを提起することが信義則に反するかである。

〔参考〕民事訴訟法2条

裁判所は、民事訴訟が公正かつ迅速に行われるように努め、当事者は、信義に従い誠実に民事訴訟を進行しなければならない。

傍聴人の皆様へ

損害賠償請求反訴事件について

事案の概要

本件は、自動車事故の被害者である上告人（1審原告）が、加害車両の運転者である被上告人（1審被告）に対し、不法行為等に基づく損害賠償を求める事案である。

原判決及び争点

- ◇ 原判決は、上告人の請求を一部認容した。
- ◇ 上告人は、原判決が、本件事故により上告人に生じた損害の額から上告人が請求に当たって控除していない金員を控除しており、弁論主義違反があるなどと主張している。

損害賠償請求事件について

事案の概要

第1審原告らは、主に京都府内において建設作業に従事し、石綿（アスベスト）粉じんにはく露したことにより、石綿肺、肺がん、中皮腫等の石綿関連疾患に罹患したと主張する者又はその承継人である。

本件は、第1審原告らが、国（第1審被告）に対し、国による石綿粉じん対策が不十分であったなどと主張して、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償を求めるとともに、複数の建材メーカーら（第1審被告）に対し、建材メーカーらが石綿含有建材から生ずる粉じんにはく露すると石綿関連疾患に罹患する危険があること等を表示することなく石綿含有建材を製造販売したなどと主張して、不法行為に基づく損害賠償を求める事案である。

原判決及び争点

◇ 原判決は、第1審原告らの国に対する国家賠償請求をいずれも一部認容し、第1審原告らの建材メーカーらに対する不法行為に基づく損害賠償請求について一部の第1審原告らの請求を一部認容し、その余を棄却した。弁論の対象となるのは、原判決のうち、第1審原告X1～X3の国に対する国家賠償請求をいずれも一部認容し、X1～X3の建材メーカーY1、Y2に対する不法行為に基づく損害賠償請求をいずれも一部認容した部分である。

◇ 最高裁における主な争点は、X1～X3の被承継人との関係で、国による石綿粉じん対策に係る規制権限の不行使が国家賠償法1条1項の適用上違法となるか否か及びY1、Y2が不法行為責任を負うか否か（特に、国及びY1、Y2において、屋外の建設現場で石綿含有建材の加工等を行う作業者が石綿粉じんにはく露することにより石綿関連疾患に罹患する危険があることを認識することができたか否か）である。

損害賠償請求事件について

事案の概要

上告人（第1審原告）らは、乳幼児期に集団ツベルクリン反応検査又は集団予防接種を受けたことによりB型肝炎ウイルスに感染して成人後にHB_e抗原陽性慢性肝炎を発症し、一旦鎮静化をみたものの、その後にHB_e抗原陰性慢性肝炎を発症した。本件は、上告人らが、被上告人（第1審被告）には、上告人らに対する集団予防接種等の実施に当たり、B型肝炎ウイルス感染を未然に防止すべき義務を怠った過失があり、上告人らは、HB_e抗原陰性慢性肝炎を発症したことにより精神的・経済的損害等を被ったと主張して、被上告人に対し、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償を求める事案である。

原判決及び争点

- ◇ 原判決は、上告人らについては、HB_e抗原陽性慢性肝炎の発症の時が民法724条後段（平成29年法律第44号による改正前のもの。以下同じ。）所定の除斥期間の起算点となり、上告人らの損害賠償請求権は除斥期間の経過により消滅したとして、上告人らの請求を棄却した。
- ◇ 本件における争点は、上告人らがHB_e抗原陰性慢性肝炎を発症したことによる損害についての民法724条後段所定の除斥期間の起算点である。

住民訴訟による違法確認請求事件について

事案の概要

本件は、徳島県の住民である被上告人（第1審原告）が、県知事の職にあった者が管弦楽団の演奏会への出席のために公用車を使用したことは違法であり、公用車の燃料費並びに同行した秘書及び運転手の人件費に相当する額につき、県は同人に対して不法行為に基づく損害賠償請求権を有するにもかかわらず、上告人徳島県知事（第1審被告）はその行使を違法に怠っていると主張して、地方自治法242条の2第1項3号に基づき、当該怠る事実が違法であることの確認を求める住民訴訟である。

上記の演奏会は、県が設立した管弦楽団によるもので、県内の市等が主催し、県等が共催するものであった。

原判決及び争点

- ◇ 原判決は、県知事の職にあった者による上記演奏会への出席は公務に該当せず、公用車を使用することは違法であるから、その出席に係る燃料費及び人件費に相当する額につき、県は同人に対して不法行為に基づく損害賠償請求権を有しているとして、請求を一部認容した。
- ◇ 本件の争点は、県知事の職にあった者が上記演奏会へ出席することが公務に該当するか否かである。